

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	760
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160

		もの		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
		外径が1メートル以上のもの		450
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			480
	地下に設ける通路			290
	その他のもの			760
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき 1日
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき 1月	96	

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	看板 （アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	標識		1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕 （令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96

	く。)			
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	760
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき 1年	Aに0.033を乗じて 得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び 同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方 メートルにつき	96
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び 同条第7号に掲げる施設			1月	76
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.019を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて 得た額
	地下 (ト ンネ ルの 上の	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて 得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて 得た額
地下 を除 く) に設	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて 得た額		

	ける もの		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて 得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.019を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて 得た額
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物		Aに0.023を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.013を乗じて 得た額
令第7条 第11号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて 得た額
令第7条 第13号に	トンネルの上又は自動車専 用道路（高架のものに限		Aに0.019を乗じて 得た額

掲げる施設	る。)の路面下に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その

全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1年未満であるとき又はその期間等に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。
- 8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1月未満であるとき又はその期間等に1月未満の端数があるときは1月として計算する。